



鳥取県公報

平成 18 年 11 月 17 日(金)
号外第 162 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 (70) (職員課) 4
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (71) (指導管理室) 8
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項に規定する任意入 院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例 (72) (障害福祉課) 10
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (73) (住宅政策課) 11
	鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例 (74) (警察本部監察官室) 13

==== 公布された条例のあらまし ====

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について

1 条例の新設理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

改正する条例	改正の内容
ア 鳥取県行政財産使用料条例	行政財産の使用の根拠規定について、条例中引用している地方自治法の根拠条項を改める。
イ 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例	(ア) 県吏員等の定義について、条例中引用している地方自治法の根拠条項を改める。 (イ) その他所要の規定の整備を行う。
ウ 鳥取県税条例	条例中「県吏員」を「県職員」に改める。
エ 鳥取県統計調査条例	条例中「吏員」を「職員」に改める。
オ 鳥取県准看護師試験委員会条例	条例中「吏員」を「職員」に改める。
カ 鳥取県結核診査協議会条例	条例中「関係吏員」を「関係職員」に改める。
キ 鳥取県クリーニング師試験委員条例	条例中「吏員」を「職員」に改める。
ク 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例	条例中「吏員」を「職員」に改める。
ケ 副出納長設置及び定数条例	副出納長の設置及び定数の根拠規定について、条例中引用している地方自治法の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 租税特別措置法の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる租税特別措置法の条項を改める。

(2) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の規定に基づく衛生検査所の登録に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる法律の題名を改める。

(3) 租税特別措置法施行令の規定に基づく特定の住宅用地の譲渡に該当することの認定に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、当該手数料を徴収する事務の根拠となる租税特別措置法施行令の条項を改める。

(4) 施行期日は、公布の日とする。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をする必要がある。

2 条例の概要

(1) 「精神病院」という用語を「精神科病院」という用語に改める。

(2) 施行期日は、平成18年12月23日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

土地区画整理法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 公募の例外について定めた規定中、当該例外の根拠となる土地区画整理法の条項を改める。
- (2) 入居者の選考について定めた規定中、当該選考の根拠となる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の条項を改める。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方公務員災害補償法の一部が改正され、障害の等級について所要の改正が行われた。
- (2) (1)に伴い、障害等級の根拠となる条項を改める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 顕彰金の額について定めた規定中、障害等級の区分並びにその障害等級及び金額の決定に係る根拠となる法の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第70号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第238条の4第7項</u>の規定による許可を受けてする行政財産の使用(以下「行政財産の使用」という。)に係る使用料の徴収については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第238条の4第4項</u>の規定による許可を受けてする行政財産の使用(以下「行政財産の使用」という。)に係る使用料の徴収については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第2条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12年鳥取県令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 本条例ニ於テ県吏員等トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1) 知事、副知事又ハ地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)ニ依ル改正前ノ地方自治法(昭和22年法律第67号以下「改正前ノ地方自治法」ト謂フ)第168条第1項ニ規定スル出納長</p> <p>(2) <u>改正前ノ地方自治法第173条第1項ニ規定スル事務吏員又ハ技術吏員</u>(以下「吏員」ト謂フ)</p>	<p>第3条 本条例ニ於テ県吏員等トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ</p> <p>(1) 知事、副知事、<u>出納長又ハ副出納長</u></p> <p>(2) 事務吏員又ハ技術吏員</p>

<p>(3)～(11) 略</p> <p>第11条ノ2 休職其ノ他現実ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ1月以上ニ亘ルモノハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス</p> <p>前項ニ規定スル期間1月以上ニ亘ルトキトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ1月以上ニ計算セラルル総テノ場合ヲ謂フ 但シ現実ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス</p> <p>第1項ノ規定ハ地方自治法第252条ノ17第1項ノ規定ニ基キ派遣サレタル県吏員等ノ派遣ヲ受ケタル普通地方公共団体ニ勤務シタル期間ニツイテハ之ヲ適用セス</p>	<p>(3)～(11) 略</p> <p>第11条ノ2 休職其ノ他現実ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ1月以上ニ亘ルモノハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス</p> <p>前項ニ規定スル期間1月以上ニ亘ルトキトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ1月以上ニ計算セラルル総テノ場合ヲ謂フ 但シ現実ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス</p> <p>第1項ノ規定ハ地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条ノ17第1項ノ規定ニ基キ派遣サレタル県吏員等ノ派遣ヲ受ケタル普通地方公共団体ニ勤務シタル期間ニツイテハ之ヲ適用セス</p>
--	---

(鳥取県税条例の一部改正)

第3条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語及び様式)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 知事又はその委任を受けた<u>県職員</u>をいう。</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(用語及び様式)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 知事又はその委任を受けた<u>県吏員</u>をいう。</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

第4条 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 調査に従事する地方公共団体の<u>職員</u>又は調査員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、知事の発行する職務に関する証票を示さなければならない。</p>	<p>第6条 調査に従事する地方公共団体の<u>吏員</u>又は調査員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、知事の発行する職務に関する証票を示さなければならない。</p>

(鳥取県准看護師試験委員条例の一部改正)

第5条 鳥取県准看護師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(組織) 第2条 略 2 試験委員は、医師、看護師、学識経験のある者及び県の <u>職員</u> のうちから、知事が委嘱又は任命する。	(組織) 第2条 略 2 試験委員は、医師、看護師、学識経験のある者及び県の <u>吏員</u> のうちから、知事が委嘱又は任命する。

(鳥取県結核診査協議会条例の一部改正)

第6条 鳥取県結核診査協議会条例(昭和26年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(関係者の意見) 第9条 <u>関係職員</u> 及び議事に関係ある者は、委員長の許可を得て会議に出席し意見を述べることができる。	(関係者の意見) 第9条 <u>関係吏員</u> 及び議事に関係ある者は、委員長の許可を得て会議に出席し意見を述べることができる。

(鳥取県クリーニング師試験委員条例の一部改正)

第7条 鳥取県クリーニング師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(組織) 第2条 略 2 委員は、技術経験者、学識経験者及び県の <u>職員</u> のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。	(組織) 第2条 略 2 委員は、技術経験者、学識経験者及び県の <u>吏員</u> のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(ふぐ処理師試験委員の設置) 第6条 略 2 略 3 委員は、医師、ふぐ処理師、学識経験のある者及び県の <u>職員</u> のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。	(ふぐ処理師試験委員の設置) 第6条 略 2 略 3 委員は、医師、ふぐ処理師、学識経験のある者及び県の <u>吏員</u> のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。

(副出納長設置及び定数条例の一部改正について)

第9条 副出納長設置及び定数条例（昭和30年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第3項及び第4項の規定に基づき副出納長を置き、その定数は1人とする。</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第3項及び第4項の規定に <u>基</u> き副出納長を置き、その定数は1人とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第71号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項又は第38条の5第9項の規定に基づく特定の住宅用地の譲渡に該当することの認定</u> 1件につき47,000円</p> <p>(8) <u>租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査</u> 1件につき43,000円</p> <p>(9)～(46) 略</p> <p>(47) <u>臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録</u> 1件につき80,000円</p> <p>(48) <u>臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更</u> 1件につき61,000円</p> <p>(49) <u>臨床検査技師等に関する法律第20条の9の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付又は再交付</u> 1件につき8,200円</p> <p>(50)～(311) 略</p> <p>(312) <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～キ 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第18条の5第10項又は第38条の5第8項の規定に基づく特定の住宅用地の譲渡に該当することの認定</u> 1件につき47,000円</p> <p>(8) <u>租税特別措置法施行令第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査</u> 1件につき43,000円</p> <p>(9)～(46) 略</p> <p>(47) <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録</u> 1件につき80,000円</p> <p>(48) <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更</u> 1件につき61,000円</p> <p>(49) <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の9の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付又は再交付</u> 1件につき8,200円</p> <p>(50)～(311) 略</p> <p>(312) <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第10号ハ若しくは第62条の3第4項第10号ハの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～キ 略</p>

<p>(313) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(314)～(323) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(313) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は<u>第31条の2第2項第11号ニ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第11号ニ</u>の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(314)～(323) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第72号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（報告）</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する<u>精神科病院</u>の管理者は、同項に規定する当該<u>精神科病院</u>に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該<u>精神科病院</u>の所在地を所管する保健所長を経由して知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置される福祉保健部の長。以下同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>（報告時期）</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、<u>精神科病院</u>の管理者が法第38条の2第3項に規定する<u>精神科病院</u>の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。</p>	<p>（報告）</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する<u>精神病院</u>の管理者は、同項に規定する当該<u>精神病院</u>に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該<u>精神病院</u>の所在地を所管する保健所長を経由して知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置される福祉保健部の長。以下同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>（報告時期）</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、<u>精神病院</u>の管理者が法第38条の2第3項に規定する<u>精神病院</u>の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成18年12月23日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第73号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（公募の例外）</p> <p>第4条 知事は、次に掲げる事由のいずれかに該当する者については、公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第4項若しくは第5項</u>の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>（6）～（8） 略</p> <p>（入居者の選考）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者（配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。）、配偶者暴力防止法<u>第3条第3項第3号</u>の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法</p>	<p>（公募の例外）</p> <p>第4条 知事は、次に掲げる事由のいずれかに該当する者については、公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第3項若しくは第4項</u>の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>（6）～（8） 略</p> <p>（入居者の選考）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者（配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。）、配偶者暴力防止法<u>第3条第2項第3号</u>の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法</p>

律第164号) 第38条に規定する母子生活支援施設をいう。)に入所している者(当該施設に入所していた者を含む。)

律第164号) 第38条に規定する母子生活支援施設をいう。)に入所している者(当該施設に入所していた者を含む。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第74号

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員顕彰条例（昭和42年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
略	略
備考	備考
<p>1 この表中第1級から第14級までの障害等級は、それぞれ地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）<u>第29条第2項に規定する障害等級をいい、その障害等級及び金額の決定については、同条第5項から第8項までの規定の例による。</u></p> <p>2 扶養親族（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第8条第2項に規定する扶養親族の例による。以下同じ。）が2人以上ある場合は、1人を超える扶養親族5人まで、1人につき、死亡したときは46万円、障害の状態となったときは41万円を加算する。</p>	<p>1 この表中第1級から第14級までの等級は、それぞれ地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）<u>別表に掲げる等級をいい、その等級及び金額の決定については、同法第29条第2項から第6項までの規定の例による。</u></p> <p>2 扶養親族（職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）第8条第2項に規定する扶養親族の例による。以下同じ。）が2人以上ある場合は、1人を超える扶養親族5人まで、1人につき、死亡したときは46万円、障害の状態となったときは41万円を加算する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。